すぐわかる『ハーグ条約』

海外で生活している方、またこれから海外に移住される方で、特にお子さんがいらっしゃる方にぜひ知っていただきたい『ハーグ条約』について簡単にご説明します。

この条約の正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」です。国境を越えた子どもの連れ去りによっておこるさまざまな悪影響から、子どもの利益を守ることを目的とし、次の二つのことを定めています。

（１）子どもの返還：一方の親により、もう一方の親の同意を得ないまま国外に連れ去られた子どもを元々住んでいた国に返すための国際協力の枠組み。（子どもの監護に関することは子どもが生活していた国で行うことが望ましいという考えに基づいています。）

（２）子どもとの交流：別々の国にいる親と子の交流の機会を確保するための国際協力の枠組み。

ハーグ条約が適用される条件は次のとおりです。

① 子どもの年齢が１６歳未満

② 条約締約国間の移動（日本は締約国です。）

③ 監護権の侵害

両方の親が同意していない中で子どもの国境を越えた移動があり、上記条件が当てはまる場合は、残された親はハーグ条約に基づいて、子どもの返還や子との交流を求めることができます。申請書の提出先は、子どもが元々住んでいた国もしくは子どもが連れ去られた国にあるハーグ条約の中央当局です。日本の場合は、外務省が中央当局の役割を担っており、両方の親に対し、様々な支援を行っています。両当事者間での話し合いによる解決が難しい場合は、裁判で子どもを元いた国に戻すか、戻さないかなどを決めることになります。

ハーグ条約について詳しく知りたい方は以下のサイトをご覧ください。

・ハーグ条約に関する外務省ホームページ

・日本におけるハーグ条約の実施状況

・ハーグ条約に関する動画

ご不明な点がありましたら、ぜひ外務省ハーグ条約室にご相談ください

Email: hagueconventionjapan@mofa.go.jp　Tel: +81-(0)3-3580-3311（代表）